

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第57号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前																	
<p>(指定納付受託者の指定)</p> <p>第104条の2 部局長は当該部局に属する歳入(歳入歳出外現金を含む。以下この条において「歳入等」という。)について、<u>出納局長は2以上の部局に属する歳入等について指定納付受託者の指定をすることができる。</u></p>		<p>(指定代理納付者の指定)</p> <p>第104条の2 部局長は、<u>当該部局に属する歳入について、指定代理納付者の指定をすることができる。</u></p> <p><u>2 部局長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示し、かつ、公表する手続をとらなければならない。</u></p>																	
<p>別表第7（第21条関係）</p> <table border="1"><tr><td>合議又は協議を要する事項</td><td>合議又は協議の相手方</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>2 <u>指定納付受託者の指定をするこ</u>と。</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方	(略)		2 <u>指定納付受託者の指定をするこ</u> と。	(略)	(略)		<p>別表第7（第21条関係）</p> <table border="1"><tr><td>合議又は協議を要する事項</td><td>合議又は協議の相手方</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>2 <u>指定代理納付者の指定をするこ</u>と。</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方	(略)		2 <u>指定代理納付者の指定をするこ</u> と。	(略)	(略)	
合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方																		
(略)																			
2 <u>指定納付受託者の指定をするこ</u> と。	(略)																		
(略)																			
合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方																		
(略)																			
2 <u>指定代理納付者の指定をするこ</u> と。	(略)																		
(略)																			
備考 (略)		備考 (略)																	

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。